

⑤ この視点は、最首悟「媒介者であることによって」、「生あるものは皆この海に染まり」新曜社 一九八四年 四七、四八頁から示唆をうけた。(初出は「自主の道」No.一〇 自主の道編集委員会 一九八三年 八月原題「現代科学と科学者の道」)

⑥ 今西一「大和における一老農の生涯」『賤夫善五郎男直三』について」部落問題研究所編『部落問題研究』七四 一九八二年 二月(後に『近代日本の差別と村落』雄山閣出版 一九九三年に所収)

立憲改進黨の思想的性格

——小野梓を中心に——

千代田 優 美

目次

序論

第一章 これまでの研究における小野梓理解

第一節 小野梓の略歴

第二節 これまでの研究史とその分析

第二章 小野の功利主義理解と社会観

第一節 小野「利学入門」について

第二節 小野の功利主義理解

第三章 小野の政体構想と天皇観

第一節 『国憲汎論』に見る歴史観と天皇観

第二節 詔勅と小野の天皇観

第三節 小野の国家構想

第四節 小野の「君民同治」論と他の「君民同治」論

第五節 小野梓の「愛国の公心」について

結論

要旨

私の論文の題目は「立憲改進黨の思想的性格——小野梓を中心に」

であり、立憲改進黨の初期の思想的リーダーである小野梓（二八五二—二八六）の思想を明らかにすることを通して、立憲改進黨の思想的性格を明らかにしようと試みたものである。

小野は終始一貫して、「穩健」と呼ばれる方法による改革を主張し、自由党系の運動家を「急進的」として批判し続けた。また一方では、当時政府が推進していた「主權在君」を全面に押し出した天皇制国家構想にも反対の立場をとっていた。従来の研究においては、立憲改進黨系の思想家というと、自由党系の思想家と政府側の間に立ち、双方を折衷した改良主義的な思想家と見なされがちであった。改良的な思想家というと、その思想は新鮮味に欠け、その思想固有の独自色が薄いような、漠然とした印象を受けるが、しかし政府・自由党系の思想双方を折衷し、改良を加えた思想を主張する改進黨系の思想家の存在こそが、自由民権運動期において民衆のイデオロギーに大きな役割を果たしたのではないかと考える。「主權在君」といった天皇制国家体制を受け入れる母体となったイデオロギーを、政府が民衆に植え付けることが出来た背景には、「王室の尊榮」と「民人の幸福」を二大スローガンに掲げた立憲改進黨の思想的潮流が一つの役割を果たしたのではないかと考える。小野は立憲改進黨の設立当時から中心的な役割を果たし、その思想的指導者として活躍した人物である。小野を明らかにすることにより、初期の立憲改進黨の思想を明らかにすることができると考えてテーマとした次第である。

まず第一章では小野の略歴とこれまでの小野梓・立憲改進黨に関する先行研究を整理し、検討を加えた。

第二章では、小野が最も影響されたという功利主義思想について、小野の功利主義理解を彼の論説である「利学入門」を通して考察した。そこにはまず、東西の思想家とくに中国伝統思想への批判が色濃くあらわれていた。小野は「天理天性」といった絶対的な価値基準を否定し、人間の真の支配者は「苦樂」であると主張する。人間の生活に生じる「苦樂」のうち、快樂を保護し苦痛を取り除くことが「修身」さらには「治国」の基本であり、それらを講究することが「真利の学」と称し、「真利の学」にもとづく社会を成立させることが、利家（功利主義者）すなわち小野自身の使命であるとした。小野は西洋の功利主義思想を、東洋の思想である大乘仏教の影響を多分に受けながら理解した。ベンサムの唱えた功利主義思想そのものを継承したわけではなく、『国憲汎論』を見れば様々な取捨選択を経てきたことがうかがえる。そもそも人間は皆、「世に在るや相生し相養ふを正とし、群を離れ索居するを變と為す」と小野は述べ、隠遁する賢者を批判する。ゆえに仏教のなかでも小乗ではなく大乘を支持し、山陰幽谷に隠遁する思想家・宗教家を「独善」と批判する。「相生し相養ふ」のが「正」であると考えた小野にとって、他人との隔絶を望み、個人しか存在しない在り方は排他的・利己的な行為でしかなく、否定すべきものであった。

大乘仏教における利他行を称揚し、利他行を増幅することが自利

を満たすことであると述べ、「利他イコール自利」という単純化された図式を提示する。他者の存在、言い換えれば本人を取り巻く周囲によって快楽が決定づけられるという互助的な社会観を小野は描いた。小野は「相生相養」の社会観を重視し、「真利の学」に基づく「共存共栄」を主張した。それは小野の政治行動の二大スローガンであり、立憲改進黨の趣意書にもある「王室の尊栄」「民人の幸福」の実現といった目標にも通じてくるように思う。

次に第三章では、小野の歴史観、天皇観を踏まえ、小野の主張する政体構想「君民同治」論について、他の「君民共治」論と比較しながら考察した。

自由民権運動において、民権側が権利主張の根拠に持ち出したのは天賦人權思想であった。だが「天理天性」といった超越的なものを否定する小野は、天賦人權思想を「漠々雲を攬む一般の説」と述べて斥けた。では小野は天賦人權思想に代えて何を民権の根拠に据えたのだろうか。小野は民権を主張し得る根拠を強引にも日本の歴史に求めている。

大化二年の孝徳天皇の詔を取り上げ、古代の天皇親政下においては民衆の意見を取り上げた政治が行われており、それをわが国の民権の萌芽であると小野は主張する。しかしその民権の萌芽は武家政治によって断絶し、現在に至るとしている。小野は古代日本における微々たる民権の軌跡を説明した上で、王政復古を遂げた現在での民権の確立を訴えるが、しかしこの歴史叙述は、現代の視点から考

えても適切な説明ではないと思える。このような記紀などにしるされた記述のみを根拠に主張するのは、実証主義的な反駁にも耐え得るものではない。そのことに、天賦人權論を排して功利主義思想を強く支持した小野が、気付かないとは考えにくい。しかし、天皇親政を「正」とし武家政治を「負」とする歴史認識が適切であろうがなからうが、言葉の上では、民権が成立する根拠として一応の体裁を整えられなくもない。

しかし、歴史のなかに民権の根拠を求めたとしても、それは国家を超えた絶対的な根拠としての意味を為さない。小野が天皇親政による民権の存在を主張すればするほど、その基盤は薄弱なものとなり、ゆるぎないものとして保障される権利に値しないのである。そこに小野の唱えた民権の性質が見えてくるのではないだろうか。小野の唱える民権の確立と明治政府の方向性は必ずしも隔絶するものではなかった。政府が一応の国会開設の約束をしたのなら、なおさらである。天皇制下の民権の成立は可能であると、むしろ天皇親政のもとに民権は謳歌される。武家政治が非であり天皇親政が是である、という歴史叙述からも見て取れるように、小野は天皇制支配について合理的な吟味を一切せず、その正当性を承認している。そこには「王室の尊栄」は「民人の幸福」を妨げない存在になり得るかという自問は存在せず、「王室」と「民人」の「相生相養」を目指すことがまず何よりの前提となっている。小野の思想的な特徴として、民権論者にしては非常に強い尊王性があげられる。

「王室の尊栄」と「民人の幸福」を「相生相養」させる政体として小野が打ち出したのが「君民同治」である。当時は「君民共治」の国家構想を主張する思想家も存在した。植木枝盛、中江兆民ら自由党系の思想家の主張である。しかし、小野の「君民同治」論は、同時代の植木、中江らの主張する「君民共治」論とは一線を画すと私は考える。

小野が「民人専制の弊」を説いて「君民同治」論を展開しているのに対し、植木は逆に立憲政体（君民共治）は君主の暴政を抑圧するための政体と説いている。急進的な主張ととらえられて「すわ革命か」と尊王論者の批判を浴びることを避けて、天皇のためにも「君権」の暴圧を制限するためにも、立憲政体（君民共治）の樹立が必要だと説いている。中江にしても、イギリスの立憲君主制の実態は、国王の存在する共和政体であるとし、「君民共治」を主張している。中江は「君臨すれども統治せず」と評される側面を強く持ち出し、「仮装の共和性」そのものを日本に移植することを主張している。

小野は天皇の詔勅によって民権は保障され、また天皇制において民権は謳歌されるとしている。「まず天皇制ありき」といった色合いの濃い小野の「君民同治」論と、植木・中江らの主張とは、表面上は似ていても本質は異質であると考えられる。小野の尊王性は民権側よりも政府に近い性格を持ち、政府と自由党系の思想家の距離を埋める役割を、小野の主張する政体構想が担ったのではないかと

考える。それは立憲改進黨の思想的位置にも通じる。

三章の終わりでは、小野の国家観をより深く考察しようと思い、小野の「愛国心」について触れた。小野の主張する「愛国の公心」は、外患により打ち出されたものではなく、もともと小野の国家観つまり天皇制観に根ざしていたものであると考えられる。そしてその主張は政府主導の「国体」政策との一致をみる。「民権論者」として活動している小野と政府との一致をどのように見るか。小野がよく論説で述べる「愛国の公心」とは、政府主導のもとで進められていた「国体」政策に合致するものであり、立憲改進黨の思想的リーダーである小野が政府と相重なる主張をしたことは当時において大きな意義を持つてくると考える。

以上、小野を中心に考察するあまり、立憲改進黨そのものの考察がおろそかになった感はあるが、安易ながら小野梓＝立憲改進黨とした上で、小野梓の思想を明らかにすることを通し、立憲改進黨の担った役割、思想的性格について自分なりの考察を試みた。小野の思想には民権家としては驚くほどに強い尊王性が打ち出されており、政治スローガンに「民人の幸福」と並列して、「王室の尊栄」を終始強く主張していた。表面上は民権運動側でありながら、政府と共通する尊王性を持つ、その思想的性格が近代天皇制国家を形成していく過程で果たした役割は大きかったのではないだろうか。